

令和8年4月7日

保護者、ご家庭の皆様

新潟県立村松高等学校
校長 伊藤 大助

令和7年度における本校のいじめ認知件数について（ご報告）

桜花の候、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。日ごろは本校の教育活動にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、学校は安全で安心な場所でなければなりません。いじめは絶対にあってはならないことであり、学校組織をあげて取り組んでいるところであります。いじめが発生した場合、本校ホームページに掲載している「学校いじめ対策に関するページ」にて、「いじめ防止基本方針、いじめ情報についての報告・対応の流れ（令和7年2月21日改訂）」等で、お示ししている通りの対応をしております。（ホームページのアドレスは <https://www.muramatsu-h.nein.ed.jp/ijimetaisaku.html>）

上記の「基本方針、報告・流れ」等に基づいて本校教職員が対応した結果、令和7年度における本校でのいじめ認知件数（「いじめの疑い」「いじめ類似行為」を含む）は、延べ35件でした。

今後もいじめ防止に向けて学校全体で取り組んで参ります。

また、ご家庭でも、「自他の人権の尊重」「他者の人権を侵害することを許さない気持ち」「他人を思いやる大切さ、生命の大切さ」についてはご指導いただいていることとは存じますが、今後もお子様の些細な変化を見逃さず、見守っていただきますよう、お願いいたします。

また、生徒から、いじめについてのご相談等ありましたら、学校へご連絡いただき、いじめ防止のための学校との連携・ご協力をお願いいたします。

なお、国が法律で定めるいじめの定義については、以下のとおりです。いじめ行為とは何かを再確認いただくと同時に、保護者の皆様方に共通理解を深めていただければ幸いです。

いじめ防止対策推進法（定義）第2条

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※本校のいじめ認知は上記法の定義に従って行っており、生徒間の軽微なトラブルでも一方が苦痛を感じた場合はいじめ認知となります。

(担当)

県立村松高等学校

いじめ防止対策委員会

教頭 横山 泰充

TEL 0250-58-6003